

福島復興に向けて現場主義を徹底し、国が前面に立って
最後まで責任を持って取り組むことを求める意見書

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から13年以上が経過しているが、原子力災害特有の困難な課題は山積しており、当県の復興はいまだ途上にある。

そのような状況の中、現在、復興施策の総括に関するワーキンググループや先般の行政事業レビューにおいて、復興庁の設置期限である令和12年度での復興事業の終了や事業の絞り込みをはじめ、被災自治体の負担導入など、復興施策の見直しについての議論がなされている。

原子力災害からの復興が長い戦いとなる中、第2期復興・創生期間後の次の5年間は復興の実現に向けて極めて重要な期間である。原子力災害からの復興における国の責任を鑑みず、財源等を理由とした早期の幕引きや終期を前提とした見直しの議論がなされることは断じて許されるものではない。国は、原子力災害に対する社会的責任の重さを改めて自覚するとともに、当県の現状を踏まえ、徹底して議論し、国が前面に立って当県の復興に最後まで責任を持って取り組むべきである。

よって、国においては、次の事項の実現に向けて措置を講ずるよう要望する。

- 1 与党第13次提言の「被災地、そして被災者に寄り添いながら、現場主義と政治主導によりしっかり取り組んでいく。政府・与党一体となって全力を尽くしていく。」という文言を遵守し、実行するに当たっては、第2期復興・創生期間後も安心感を持って復興を進めるための十分な財源と枠組み及び復興を支える制度を確実に確保すること。
 - 2 被災地においては、生活環境の整備や産業・生業の再生、営農の再開など復興に向けてこれらを更に進めていく必要があることから、現行スキームの下で長期的かつ十分な予算を確保するとともに、復興の進捗に伴って生じる新たな課題等に対して適時的確に対応できるよう、制度を拡充し、柔軟で使いやすい仕組みとすること。
 - 3 原子力災害により甚大な被害を受けた浜通り地域等の復興を進めるためには企業誘致の促進による産業集積及び働く場の確保が重要であることから、現行スキームの下での制度継続と十分な予算の確保を図るとともに、市町村の意見や地域の実情を踏まえた柔軟な制度運用を行うこと。
 - 4 原子力災害に伴う避難指示により甚大な影響を受けた生活環境の回復は、国の責務で実施されるべきものであり、現行スキームの下で事業を継続すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月18日

衆議院議長				
参議院議長				
内閣総理大臣				宛て
財務大臣				
経済産業大臣				
復興大臣				

福島県議会議長 西山尚利